ア　外交政策の実施
イ　外国政府、国際機関等との交渉及び協力
ウ　海外における国民の生命、身体等の保護
エ　旅券の発給及び査証に係る業務

⑵　概ね３日目から１週間まで

政府は、首都直下地震の発生後概ね３日目から１週間までの間、引き続き被災地域における被災者の保護等に係る業務を実施しつつ、被災者への生活再建の支援を本格化させる。また、災害の事態の推移に応じ、被災地域の経済活動の代替措置を講ずるとともに、国民生活との関連性の高い公共サービスの提供水準の回復を図る。金融機能の安定、防衛、公共の安全と秩序の維持、外交関係の処理に関する業務を引き続き実施する。

①　内閣機能に関する業務

政府は、引き続き、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等の情報の収集及び分析、非常時優先業務の継続に係る総合調整等を行う。また、国内外に向け、これらの情報を的確に発信する。

②　被災地域への対応に関する業務

政府は、⑴②に掲げる被災者の保護等に係る業務を引き続き実施しつつ、次に掲げるとおり、被災者の生活再建の支援及び被災地域の社会秩序の回復に係る業務を本格的に実施する。

ア　被災者の広域避難への支援
イ　応急仮設住宅の建設への支援
ウ　被災地域の保健衛生、防疫、遺体の埋火葬等
エ　災害廃棄物の処理への支援
オ　被災した児童生徒等の教育機会の確保

③　金融・経済の安定に関する業務

政府は、⑴③に掲げる金融・経済機能の安定を図る業務を引き続き実施しつつ、次に掲げるとおり、災害の事態の推移に応じ、被災地域以外の地域において、被災地域の経済活動の停滞が広域化又は長期化することを回避するための代替措置の支援を行う。

ア　重要産業に係るサプライチェーンの再構築の支援
イ　停滞している物流や商流の再編支援

④　国民の生活基盤の維持に関する業務

政府は、災害の事態の推移に応じ、⑴④に掲げる国民生活との関連性の高い公共サービスの提供水準の維持を図る。

⑤　防衛及び公共の安全と秩序の維持に関する業務

政府は、⑴⑤に掲げる防衛及び公共の安全と秩序の維持に関する業務を引き続き実施する。

⑥　外交関係の処理に関する業務

政府は、⑴⑥に掲げる外交関係の処理に関する業務を引き続き実施する。

⑶　概ね１週間以降

政府は、首都直下地震の発生後、概ね１週間以降において、引き続き被災地域における被災者の生活支援等の災害応急対策に係る業務を実施する。また、業務執行の体制を回復させながら、国民生活との関連性の高い公共サービスを提供する水準の回復を図る。金融・経済機能の安定、防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに外交関係の処理に関する業務は、引き続き実施する。

４　関係機関の連携

政府は、第２節２⑴に基づき、首都直下地震の発生直後から府省等相互の連携を強化し、必要に応じて、内閣府が内閣官房と連携して総合調整を行うことにより、非常時優先業務の総合的かつ一体的な実施を図る。また、政府は、地方公共団体、公共的機関、電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む機関、民間事業者等との間で、被害状況等に関する情報を共有しつつ、有機的に連携協力を図ることにより、中央省庁の非常時優先業務の機動的かつ効果的な実施を図る。

５　情報の発信

政府は、社会不安を解消し、国民の理解と協力を確保するため、首都直下地震による被害状況、これに対してとられた措置の概要等の正確かつ迅速な情報提供に努めるとともに、我が国の経済の信用を維持するため、金融決済システム、証券市場等における取引の状況等について、国内外に向け、的確に情報を発信する。この場合において、記者会見、報道機関への資料配付に加え、インターネット等多様な媒体を積極的に活用し、併せて、外国語による情報の発信をも行う。

６　職務代行

首都直下地震発生時に、内閣総理大臣に事故のあるとき又は欠けたときは、内閣法（昭和22年法律第５号）第９条の規定に基づき指定された国務大臣が、その順位に基づき、内閣総理大臣の職務を行う。主任の国務大臣に事故のあるとき又は欠けたときは、同法第10条の規定に基づき、内閣総理大臣又はその指定する国務大臣が、その主任の国務大臣の職務を行う。

首都直下地震発生時に各省の大臣が不在である場合には、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第16条第３項の規定に基づき、その省の副大臣が、あらかじめその省の長である大臣の命を受けて、その職務を代行する。大臣以外の者が不在である場合には、法令又は各省の定めるところにより、当該定められた者がその職務を代行する。

７　職員及び庁舎のあっせん

政府は、各府省等の職員の総力を結集して、非常時優先業務の継続を図る。

内閣府は、各府省等が省庁業務継続計画を適正に遂行しているにもかかわらず、不測の事態により、当該府省等で職員の調整を行ってもなお非常時優先業務又は当該業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務（以下「管理事務」という。）に従事する職員が不足する場合に、当該府省等の求めに応じ、他の府省等の非常時優先業務及び管理事務に従事する職員以外の職員を求めのあった府省等の非常時優先業務又は管理事務に従事させるため、府省横断的な職員のあっせんを行う。

内閣府は、政府全体の見地から、より緊急性の高い非常時優先業務の執務環境を確保するため、各府省等が中央省庁の庁舎で非常時優先業務の全部又は一部を継続することが困難な場合に、当該府省等の求めに応じ、他の府省等の庁舎の一部を求めのあった府省等に融通するためのあっせんを行う。

８　帰宅困難者の受入れ

各府省等は、駅周辺や路上に帰宅困難者が多数発生することにより社会的な混乱が生ずることを回避するため、第２節２⑸に基づき省庁業務継続計画に定めたところにより、非常時優先業務及び管理事務の継続に支障のない範囲内で、庁舎内の一時滞在施設において帰宅困難者を受け入れる。

第２節　政府の業務継続への備え

政府は、あらかじめ、中央省庁の非常時優先業務を定め、当該業務を実施するために必要な執行体制及び執務環境を確保することにより、首都直下地震発生時において、中央省庁が非常時優先業務を的確かつ迅速に実施することができるよう、万全を期する。具体的には、第１章４の被害想定により、中央省庁の庁舎において、１週間にわたり停電し、断水し、及び外部から食料等の補給が行われない状況で、中央省庁の非常時優先業務又は管理事務を担当する職員が交代により非常時優先業務又は管理事務を実施することができる体制の整備を目指す。